

米国、長年にわたる AML 遵守体制の 抜け穴対策に取り組む

2020
12月14日

米国におけるアンチマネーロンダリング (AML) 体制の最大のギャップの一つが今閉ざされようとしています。米国は、実質的所有者に対して適用される世界の AML・テロ資金供与対策 (CFT) 基準の遵守に向けて舵をきりました。

マネーロンダリング、テロリストへの資金供与、金融詐欺を含む、さまざまな不正な活動を狡猾に実施するため、会社、有限責任会社、その他の同じような事業体の所有関係を隠蔽しようとする試みが長年にわたって行われてきました。約 30 年前、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会 (FATF) は、実質的所有者について初めての勧告を発表しました。他の国や法域では、金融機関と政府の役割の双方がこの対策を講じることで AML 規制の隠蔽行為を封じようとしてきました。一方で、米国の従前の対応は、民間企業に対し「実質の支配者に関する適切かつ正確な最新の情報の提供」という義務にとどまっていた。このため、米国の AML 体制に対する批判が継続して行われており、最近では FATF の 2016 年米国相互評価報告書においてもこの点が指摘されていました。¹

何十年にもわたり企業の法人格を利用した資金洗浄手法のペールを剥ぐことに反対してきたのは、おもに中小企業団体と世界最大の企業団体である米国商工会議所です。中小企業は、実質の支配者を開示することにより、プライバシーの侵害や過度に負担が大きく複雑な要件が課されるのではないかと懸念を抱いていました。しかし、現在、議員が商工会議所の懸念を払しょくする対策を講じようとしていることを受けて、商工会議所は反対を取り下げ、従来の立場から一歩前進して、この措置を支持しています。

新法案である 2020 年マネーロンダリング防止法は、意外にも 2021 年度の米国国防権限法にその根拠を見出しています。大統領が (防衛費や AML の規定とは無関係な理由から) 拒否権を行使しようとしたが、先週、拒否権を阻止する 3 分の 2 の賛成多数で下院、上院ともに法案を可決しました。

新法は、米国企業やその他の事業体は、事業体の設立時または登録時、さらに実質的所有者が変更された場合は 1 年以内に、財務省の金融犯罪取締ネットワーク (FinCEN) が管理するデータベースに、それぞれの実質的所有者 (事業体に対して相当な支配力を有する個人、または事業体の株を 25% 以上所有する個人) の身元を登録することを義務づけています。これにより、実質的所有者を特定する責任は金融機関から FinCEN に相当程度に移管されます。また、公開企業、一部の金融機関、フルタイム換算で従業員を 20 人以上雇用し、500 万ドル以上の年間総売上を IRS に報告し、米国内に実際に事業所を開設している企業については、この義務は免除されます。この新しいデータベースは一般には公開されず、顧客デューデリジェンス要件を満たす目的で当該企業が同意した場合に限り、権限を有する政府機関と金融機関に対してのみ開示されます。

国務長官またはその他の責任者は、財務省に代わって、情報を提出する企業に対し、最初の設立時、登録時、ライセンス更新時など、データベースにデータを登録する際は、実質的所有者一人ひとりについて以下の 4 つの情報を提供することが報告会社としての義務であることを通知しています。

- 氏名 (省略されていないもの)
- 生年月日
- 現在の住居または事業所の住所
- 妥当な身分証明書または FinCEN 識別子に記載されている一意の識別番号

すでに登記済の既存会社は、これらの提出が義務づけられている情報の報告期間として 2 年間の猶予があります。正確かつ適切に報告することを怠った場合、民事罰と刑事罰の両方を受ける可能性があり、ある一定の違法行為パターンに該当する場合には、より厳しい制裁が課されることになります。

1 FATF『アンチマネーロンダリング及びテロ資金供与対策 米国第 4 次審査相互評価報告書』2016 年 12 月公表
<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer4/MER-United-States-2016.pdf>

財務省は、実質的所有者報告義務を履行させるための規則を公布し、それらの規則をFinCENの金融機関向け顧客デューデリジェンス要件と整合させていく必要があります。財務省はまた、この所有者データベースの有用性について議会に報告する継続的な義務を負うことになります。

さらに、新たな規制枠組みが導入される場合には常に懸念される点ですが、それが施行までのプロセス、規制枠組みの有効性かという点について、いくつか疑問が生じました。具体的には次のような疑問です。

- FinCENが実質的所有者データベースの運用を開始するまでには、どのくらいの期間を要するか。
- 金融サービス業界はこのデータベースの設計に影響を及ぼし、寄与する機会が与えられるか。
- KYC情報を登録するにあたりFinCENデータベースにリンクしたプロセス自動化の可能性はあるか。
- FinCENレジストリに登録されている情報が不正確であると判断した場合、企業はどのような義務を負うことになるか。
- 企業にとって、時間とコストの節約がどの程度のものになるか。
- コンプライアンス違反があった場合に民事罰と刑事罰が科されたとして、将来不正を働こうとする者に対する効果的な抑止力となるのか。

実質的所有者データベースは2020年マネーロンダリング

防止法改正の要ですが、この法律には、米国のAML体制の強化を目的とした条項が他にも多く含まれています。そのおもな条項の内容は次のとおりです。

- AML/CFT義務の履行状況の監督を担当する政府機関、金融機関によるこれらの義務の遵守状況を審査する政府機関、連邦犯罪取締機関、国家安全保障機関、各種情報機関、金融機関の間の連携や情報共有を改善するための条項
- イノベーションを奨励し、新たな脅威への政府と民間部門の対応を強化することによって、AML/CFT法を近代化する条項
- コンプライアンス違反に対する個人の管理責任を拡大する条項
- 報告要件と閾値を見直す条項
- 検査官の研修を充実させる条項
- 内部告発者の報酬と保護を改定する条項
- 古美術品のディーラーにAMLプログラムの基準を適用し、美術品のディーラーへの適用を検討する条項

2020年反マネーロンダリング法の施行について、これらの疑問はいずれも未解決ではありながら、この法律は、米国愛国法が成立した2011年以降、米国のAML体制の最も大きな変更といえます。これは、資金洗浄やテロ資金調達との戦いで世界のリーダーであることを示してきた米国にとって、大きな一歩を踏み出したことを意味しています。

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとに的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、85を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、Fortune 1000の60%以上、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティは、1948年に設立され現在S&P500の一社であるRobert Half International (RHI)の100%子会社です。